

●問い合わせ

人権・同和対策課 (☎85-7133)



国際人権規約

本年度で採択70周年を迎える「世界人権宣言」は、人権保障の目標や基準を国際的にうたった画期的な宣言です。同宣言を受けて作られた国際条約のひとつが「国際人権規約」です。この規約は、社会権規約(A規約)と呼ばれる「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」、自由権規約(B規約)と呼ばれる「市民的及び政治的権利に関する国際規約」の2種類に分かれています。人権を保障するためには、経済的、社会的、文化的権利(A規約)と自由や尊厳(B規約)を確保しなければならないという考えから生まれました。

世界全体のものとして生まれた規約ですが、その「人権とはすべての人が幸せに生きる権利であり、それは尊厳と生存権である」という考え方は、本市でも共通するものです。この考え方がすべての市民にとって当たり前になるように、市は今後も啓発に力を入れていきます。